

# 特定非営利活動法人環境パートナーシップいわて安全管理指針

平成 27 年 6 月 22 日

1. はじめに
2. 安全管理の基本的な考え方
3. 安全管理組織体制の整備
4. ヒヤリハットと事故の用語の定義
5. 報告体制
6. 事故発生時の対応
7. その他

## 1. はじめに

環境パートナーシップいわては、平成 14 年に岩手の豊かな自然環境を守り育て、将来の世代に引き継ぐことを大きな使命として任意団体として発足した。

平成 16 年特定非営利活動法人として充実を図りつつ、岩手県から岩手県地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けると共に、環境学習交流センターの委託を受け、自主事業とともに活動を重ねてきた。

この間多くの子供たちを対象に貴重な環境についての意識教育を心掛けた活動を実施し成果を上げて来たところである。

安全衛生管理については、活動が制約される事の無い様に各プロジェクトごとにスタッフ・関係者の責任体制で「ゼロ災害」の活動が続けられ、人身事故やそれに類する事故の発生もなく外部からの指導を受ける事もなく、特に安全衛生管理についてマニュアル構築は考えて来なかった。

今般平成 27 年 2 月 8 日の重大事故発生により、改めて当法人における組織的な安全衛生対策に取り組むこととした。

受け入れ地域や団体、指導者、プロジェクトに関わる全ての人達が、事故を他人の責任にせず、関わっている全てが自分の責任としてとらえ、安全衛生を担保することが求められる。

## 2. 安全管理の基本的考え方

特定非営利活動法人環境パートナーシップいわての活動に係る安全管理は、日頃から安全性に十分配慮すること、事故にいたる前のヒヤリハット事例を幅広く収集、蓄積し、これらを活かし、事例から学ぶことにより事故を未然に防止することを目的とする。

万一発生した事故に対しては、迅速な対応を行い、事故の被害の拡大を防ぎ、参加者の回復に資する行動を第一義とする。

当法人は、“人は誰でも間違える”という人間の本質を基に、過ちを誘発しない環境や、

過ちが事故につながらないシステムを組織全体として考え、整備し、安全文化の醸成に努め、安全で質の高い環境活動を目指すものとする。

### 3. 安全管理組織体制の整備

#### (1) 事故防止・安全問題を担当する安全管理担当者の任命

事故防止・安全問題に係る代表理事の職務を補佐させるため安全管理担当者（リスクマネジャー）を任命する。リスクマネジャーは事務局長の職にあるものを任命する。

#### (2) リスクマネジャーの活動

リスクマネジャーは、代表理事から委譲された権限に基づき、以下①～⑥に掲げるような安全管理業務や改善業務について、中心的な、あるいは支援的な活動を行う。

- ① 安全に関する体制の構築、推進に参画すること。
  - ② 安全に関する指針等の策定への参画、周知、毎年の見直しを行うこと。
  - ③ 安全に関する職員への教育・研修を企画・運営すること。
  - ④ 活動中に発生したヒヤリハット事例の収集および分析を行い、その防止対策を講じることにより重大な事故発生を防止すること。
  - ⑤ 内外からの安全管理に関する情報収集を行い、必要に応じて職員に周知し、同様の事故防止に資すること。
  - ⑥ 万一の事故発生時は、その初期対応、調査・要因分析、再発防止のための徹底した活動を行うこと。また事故に備え適切な保険を選択し加入すること。
- ①～⑥に掲げた活動を継続的に行い、法人内部に安全の考え方を根付かせることにより、安全文化の醸成を図ること。

#### (3) 安全管理のための研修計画

- 1) 職員を対象とした事故防止のための講演会や研修会等の研修計画を作成し実施する。
- 2) 事故防止について、職員の安全意識を高めるために、事故防止強化月間の設定やポスター等の作成を行う。

#### (4) 研修等の評価

- 1) 教育・研修の実施内容や参加状況を記録する。

2) 研修評価は参加者からのアンケートなどに基づき評価し、次年度の企画に反映させる。

## 4. ヒヤリハットと事故の用語の定義

### (1) ヒヤリハット

参加者に傷害が発生しなかったものを、ヒヤリハットとする。事故の一步手前の状態であり、この収集と分析、対策が重大事故の防止に役立つ。全職員がヒヤリハット事例の収集と報告に努める。

### (2) 事故

行事の参加者に傷害が発生した場合を「事故」とする。職員、指導者の過失の有無は問わない。

## 5. 報告体制

ヒヤリハット事例または事故が発生した場合は、業務日誌の安全管理に関する欄を使用しただちに報告する。

報告は事故防止のためのシステムの改善や教育・研修の資料とするためを目的としており、報告者は報告によって何ら不利益を受けない。

## 6. 事故等発生時の対応 <発生部署での初期対応>

### (1) 状況の把握と対処

- 1) 事故の第一発見者は参加者の状況を把握し、他のスタッフに知らせて応援を求め、同時に必要な処置を行う。
- 2) 事故が発生したことの第一報（要点）を、リスクマネジャーに報告する。

### (2) 緊急の対処

救急処置の担当、記録の担当、事故対応以外の業務の担当、当事者へのサポートなどの業務の割り当てをする。

### (3) 家族への連絡

必要に応じ事故の内容を家族に伝達、連絡をする。

### (4) 事故発生時の対応

- 1) 報告体制

事故が発生した場合は、直ちに概要をリスクマネジャー経由で副代表理事及び代表理事に口頭で連絡する。

## 2) 経過報告

その後の経過についても、必要に応じ、リスクマネジャーに報告する。

## 7. その他

### 1) 本指針の改正

本指針の改正は、毎年必要に応じ見直しを行う。